

(緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練大分県実行委員会 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年7月25日

緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練大分県実行委員会 委員長 藤川 将護

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練訓練施設等設置・撤去等委託業務
- (2) 履行場所 大分スポーツ公園（大分市横尾1351）、大野砕石有限会社戸次工場（大分市上戸次4383-2）、ENEOS株式会社大分製油所（大分市大字一の洲1番地1）、津久見港（津久見市中央町）
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和7年11月28日まで
- (4) 業務概要 訓練会場設営・撤去、原状回復 等
- (5) 予定価格 19,003,710円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練 大分県実行委員会 事務局

（大分県 生活環境部 防災局 消防保安室内）

〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号

電 話 097-506-3158 メール a13560@pref.oita.lg.jp

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
- (3) 過去5年の間に、同訓練の訓練施設等設置・撤去業務の業務遂行の実績を有する者であること。
- (4) この公告の日から7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和7年8月7日（木）17：00まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 競争入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場 所 大分市大手町三丁目1番1号
県庁舎 本館 6階 防災活動支援室2
- (2) 日 時 令和7年8月8日（金）11：00

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。
- (2) 契約保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により免除する。

7 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

8 最低制限価格に関する事項

設定しない。

9 その他

- (1) 入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書によるものとする。